

卒業の認定に関する方針

看護師養成所として看護師に必要な知識及び技術を習得させ、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

- ・ 学科試験の成績、実習成績及び出席状況により所定の単位を修得した者に限り、運営会議にて卒業認定を行い、学校長が認定を行うものとする。
- ・ 所定の単位（旧カリキュラム 100 単位、新カリキュラム 102 単位）全てを修得したと認められる者であること
- ・ 出席日数が、全日数の 3 分の 2 以上であること
- ・ 運営委員による卒業認定会議で承認された者であること